

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見及びその考え方

総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 競争セーフガード制度を通じNTTグループによる多様な公正競争上の問題事例が検証されることは有意義であるが、昨年度から懸念事項が継続されている場合には、より踏み込んだ検証を行い、追加的措置を講じることが必要。現行の公正競争ルールそのものを見直し、NTTの組織の在り方に踏み込んだ抜本的な措置に向けた議論を早急に開始すべき。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 【はじめに】</p> <p>競争セーフガード制度の目的は、「公正競争要件の有効性を定期的に検証すること」とされていますが、本来「セーフガード」は問題を未然に防ぐための安全装置・保護装置です。昨年度に引き続き、本年度の検証において、所要の措置を要請するに至らず「注視する」とされた事項がありますが、「注視する」のみでは既に発生している問題の悪化を招きかねません。したがって、昨年度から懸念事項が継続されている場合には、より踏み込んだ検証を行い、問題がある事項について、NTT東・西に公正性担保のための措置等を講じさせることが必要です。</p> <p>また、行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置については、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。そのため、本年度の検証においても、昨年と同様の懸念事項が多く指摘されており、事態は依然として改善されていません。競争セーフガード制度の実効性を担保するためには、NTT東・西による自己申告に頼るだけでなく、NTT東・西が公正競争を担保するために必要な措置を適切にとり、正しく運用されているかを、客観的に検証できる仕組みが必要です。</p> <p>現行制度の枠組みでは、NTTグループの市場支配力を排除することに限界があるため、現行の公正競争ルールそのものを見直し、抜本的な措置に向けた議論を早急に開始すべきです。ポトルネットワーク設備に起因するアクセス回線の公正競争上の問題、持株体制を基盤としたグループドミナンスの問題を抜本的に解決しないまま、NTT東・西の事業領域の拡大(ISP事業)やNTTグループ内連携(FMC、放送等のサービス)を容認すべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)を通じ、NTTグループによる多様な競争上の問題事例が網羅的・体系的に収集・検証される機会が得られることは、公正競争環境確保の観点から非常に有意義なものと考えます。弊社共としましては、総務省殿において引き続き本制度の運用等を通じ、競争上の問題解消に向けて取り組みを行って頂きたい、この点、今回昨年度に引き続きNTTグループに対して3項目の措置の要請がなされる見込みとされたことは、一定の成果として評価されるべきものと考えます。</p>	<p>■ 競争セーフガード制度は、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、電気通信事業法(以下「事業法」という。)に基づく指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下「NTT法」という。)に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証する仕組みとして運用するものである。</p> <p>08年度の検証結果においては、公正競争を確保する上で特に懸念が認められる事項に関し、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)に所要の措置及び報告を求めること等を盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>また、本検証結果においては、NTT東西による措置が徹底されない場合に公正競争を確保するための要件等に抵触する又は潜脱するおそれがある事項に関し、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこと等を盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>■ なお、NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」</p>

<p>一方、本年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)」(以下、「検証結果案」という。)において、「注視」とされた事項については、その取り扱いについて改善の余地があるものと考えます。本年度は本制度が運用されて2年目となりますが、昨年度来、競争事業者から問題と示された事項において、引き続き「注視」とされているものがある状況です。連年注視を続けているのみでは問題は残置され、実質、問題解決に必要な検討の先送りという結果しか生じず、本制度の目的の達成が難しくなるものと考えます。従って、「注視」とされた事項について、例えば「注視」を2回受けた事項は、自動的に「指導」事項の扱いとする等、「注視」の定義・位置づけを明確化し、NTTグループにおける自発的な改善を促す仕組みとする必要があると考えます。</p> <p>また、検証結果案においては、項目毎に「指導」「注視」といった評価がなされていますが、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」に対する弊社意見書(2008年8月25日)(以下、「弊社意見書」という。)でも述べたとおり、個々の事案が総体的に公正競争にマイナスの作用を生じ得る点にも着目しなければ本質的な評価を見誤るものと考えられることから、項目別の検証結果のみならず、総合的な検証結果と、それを踏まえた上での必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、個々の事例の検証においても、競争事業者側での立証に限界がある中、NTTグループ各社の主張に依拠するのみでは、公正な評価が不可能であることから、検証にあたっては、各事業者から寄せられた情報に加え総務省殿におかれてもさらに踏み込んだデータ収集・調査等を実施し、その結果も踏まえて評価をして頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度の検証結果案においては、昨年度に引き続き、今年度もこのような指導措置事項が存在し、また、昨年度指導措置がなされたにもかかわらず依然事業者からの指摘事項が多数存在している状況です。さらに指摘事項に関しては、NTT東西殿本体に係る事例のみならず、NTT東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を意図的に回避している疑いのある事例も見られます。これらのことは、本制度を含め電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令及び制度の運用のみでは、NTTグループと競争事業者間の公正競争環境の確保に限界があることを示しているものと考えます。 従って、これらの問題を抜本的に解決するためには、NTTの組織の在り方に踏み込んだ議論、対処が不可欠であると考えられ、当該議論の早期開始を要望するとともに、本制度の運用の結果として得られた成果については、NTT組織の見直し議論に着実につなげることが必要と考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) 	<p>(06年6月20日))とされている。</p>
--	---------------------------

(1)第一種指定電気通信設備に関する検証

ア)指定要件に関する検証

<p>意見2 「現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果は適</p>	<p>考え方2</p>
--	-------------

<p>当。</p> <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等をボトルネック性の判断に含めるべきかという論点について</p> <p>■ 「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定方式についてポジティブリスト方式を採用する場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず、一定期間指定されない場合が生じ得る可能性があり、公正競争環境確保の観点から問題です。従って、検証結果案のとおり、引き続きネガティブリスト方式を採用すべきと考えます。 また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の考え方を変更する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の 50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとする現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成致します。現行の指定要件の枠組み及び運用の維持は、今後のNWのIP化やNGNの進展の中においても、引き続き公正競争確保に有効であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>—</p>
<p>意見3 セーフガード措置の有効性・適正性を検証するためには、昨年度の考え方を踏襲するだけでなく、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、指定する設備を具体的に列挙する方式の採用や、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定するといった見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」を目的に創設されたものであることから、単に昨年度の検証結果の考え方を踏襲するのでは検証としては不十分であると考えます。 先般当社が提出した意見の以下の点について、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、指</p>	<p>■ 本制度は、IP 化の進展に伴うネットワーク構造の変化や市場統合の進展を踏まえ、公正競争確保のためのセーフガード措置が市場実態を的確に反映したものにすることを目的として、指定の妥当性を毎年度検証することとしたものであり、市場実態の変化等を踏まえて適時適切</p>

定する設備を具体的に列挙する方式の採用、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定するといった見直しを行っていただきたいと考えます。

■ 指定する設備を具体的に列挙する方式を採用すべきという論点

- ・ サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きや、認可申請前の事前説明等に「数ヶ月」を要していること
- ・ その結果、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場において、当社だけがお客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れることになり、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様利便を著しく損ねていること

■ 端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定すべきという論点

- ・ メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと
- ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること
- ・ 光ファイバの敷設にあたって、当社は、メタル回線と光ファイバを別に敷設しており、他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性はないこと、また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続き面での優位性はないこと

(NTT東日本)

■ 競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものです。

指定要件に関する検証にあたっては、NTTグループ以外の他事業者における固定・携帯事業の融合化の動き、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえて頂く必要があると考えます。

【指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)】

第一種指定電気通信設備の指定方法については、以下を踏まえ、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」から「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。

① 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行のネガティブリスト方式による第一種指定電気通信

に対応することが必要である。

■ NTT東西が主張するように、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達に損なわれる可能性がある。

また、接続約款の変更認可等は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備について、その利用の公平性確保を図る観点から、競争政策上定められたルールであるが、これらの手続のために、NTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は見受けられない。

したがって、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

■ 端末系伝送路設備について、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することについては、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められるところであり、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。

設備の指定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること

- ② 認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げること

【端末系伝送路設備の種別(メタル・光)】

端末系伝送路設備については、以下を踏まえ、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバやCATV回線等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等のブロードバンド回線については諸外国において非規制となっている状況等も踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

- ① 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、ブロードバンド通信市場では、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること

現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約 2 倍の電柱を保有し、電力系事業者が相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去7年間で契約数を1.6 倍の 2,986 万世帯(平成 20 年 3 月末。再送信のみを含む)に増加させていること

- ② 今回の検証において踏襲すべきとされた昨年度の検証過程で示された考え方は、以下のとおり、ボトルネック性の有無とは直接関係しないため、メタル・光を区別せずに指定を行うことに合理性があることの根拠にはならないこと

- ・ メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がなく、別議論であると考えます。仮に、サービスの代替性に着目するのであれば、少なくとも、後述するとおり、現にブロードバンド通信に使用されていないCATV回線を光ファイバと区別して取り扱いながら、現にブロードバンド通信に使用されていないメタル回線を光ファイバと一体的に取り扱うとしている現行制度を見直していただく必要があります。
 - ・ 当社の光ファイバはメタル回線と同様、電力会社や当社の線路敷設基盤を利用して敷設されていますが、当該線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整っているため、既に敷設済のメタル回線の場合と異なり、他事業者も当該線路敷設基盤を利用して現に光ファイバ等を自前で敷設しています。
 - ・ 他事業者も計画的に光ファイバを敷設することで、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能であるため、当社に手続き面での優位性はありません。
- また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有しているこ

<p>とで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できる訳ではないため、当社にコスト面での優位性もありません。 (NTT西日本)</p>	
<p>意見4 ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、CATV回線(今後ブロードバンドサービスの提供が可能なものを含む)や今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めた見直しを検討すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>■【CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線等について】 多くのCATV事業者が、お客様から要望があれば、放送サービスに加えて、CATV回線を用いたブロードバンドサービス等を提供する準備を整えている等、通信・放送の融合が進展していることを踏まえ、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、CATV回線(今後ブロードバンドサービスの提供が可能なものを含む)や今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。 更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討して頂きたいと考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備制度は、電気通信事業分野の公正競争を図る観点から、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備をボトルネック設備に指定した上で各種の接続関連規制を課すものである。 したがって、検証結果に示したとおり、CATV回線のうち電気通信事業に用いられない回線や高速無線アクセス回線等のうち固定通信事業に用いられない回線について、加入者回線のボトルネック性の判断に含めることは適当でない。</p>

イ)指定の対象に関する検証

<p>意見5 NTT東西のNGN、地域IP網及びひかり電話網等について、引き続き指定の対象とすることは適当。</p>	<p>考え方5</p>
<p>(ア) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)、地域IP網及びひかり電話網等を指定の対象から除外すべきかという論点について</p> <p>■ 「これらの論点に係る設備については、08年3月のNGN答申において、指定の対象とすることが必要との考え方が示されたところであるが、今回の検証時点では、特段の状況の変化はないことから、その考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>—</p>

<p>■ 検証結果案にあるとおり、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、合わせて「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、ひかり電話網(光 IP 電話用ルータ)については、今年度より新たに第一種指定電気通信設備の指定対象とされたばかりであり、従来の考え方を変更する事情もないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、地域 IP 網についても、検証結果案にあるとおり、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも必要である状況に変わりはなく、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成致します。現在指定されている設備における積極的なアンバンドル施策によって競争が促進され、利用者利便性の高いサービスの提供が可能となっていると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見6 イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて、引き続き指定の対象とすることは適当。</p>	<p>考え方6</p>
<p>(イ) イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについて第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点について</p> <p>■ 「昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である」とする検証結果は適当であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 検証結果案にあるとおり、イーサネット等のデータ通信網、加入者光ファイバ、局内装置類及び局内光ファイバについては依然ボトルネック性を有するとする従来の考え方を変更する事情がないことから、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成致します。現在指定されている設備における積極的なアンバンドル施策によって競争が促進され、利用者利便性の高いサービスの提供が可能となっていると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>—</p>
<p>意見7 NTT東・西の屋内配線は、第一種指定電気通信設備として指定すると共に、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要。</p>	<p>考え方7</p>

<p>(ウ) 屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定すべきという論点について</p> <p>■ 屋内光ファイバの転用については、ビジネススペースの協議となるため、提供範囲の同等性や、料金の算定根拠が不明である等、NTT東・西自身と競争事業者との公正競争条件の確保に限界があると考えます。</p> <p>したがって、NTT東・西の屋内配線については第一種指定電気通信設備として指定し、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 屋内配線が第一種指定電気通信設備に該当するか否など、屋内配線の扱いについては、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で審議されているところであり、その結果等を踏まえ適切に対処する考えである。</p>
<p>意見8 NGN答申や昨年度の考え方を踏襲するだけでなく、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、NGN、地域IP網及びひかり電話網、イーサネット系サービス等のデータ通信網、加入者光ファイバ、メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについて、指定の対象から除外すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 競争セーフガード制度は、「PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすること」を目的に創設されたものであることから、2008年3月のNGN答申時及び昨年度の検証結果の考え方を踏襲するのでは検証としては不十分であると考えます。</p> <p>先般当社が提出した意見の以下の点について、市場実態に即した具体的な検証を行った上で、それぞれの設備を指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと ・ 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと ・ NGNはサービス開始後まもなくユーザ数も少ないこと、また、収容局接続及び中継局接続について接続実績・要望もないこと ・ ひかり電話は現在、接続相手方の事業者の接続料と同額の接続料を設定して接続しており、特段の問題は生じていないこと、逆に、ひかり電話網を指定設備化することにより、逆ざや等の新たな問題が生じることになること ・ 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと <p>■ イーサネット系サービス等のデータ通信網</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、16.5%であり(2007年9月末)、競争は十分に進展していること 	<p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網等については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号。)等に基づき、第一種指定電気通信設備に指定されたものであって、当該指定の妥当性については、市場実態を踏まえて、毎年度検証することとしているが、「競争セーフガード制度の運用に関する意見に対する考え方」に示したとおり、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>なお、ひかり電話網の接続料におけるいわゆる「逆ざや」の問題については、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中審議されているところであり、その結果等を踏まえ適切に対処する考えである。</p>

- ・ イーサ装置の価格は1台当たり百万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること

■ 加入者光ファイバ

- ・ 光ファイバは、電力系事業者等との熾烈な設備競争の下、新たに敷設していくものであること
- ・ 光ファイバについては電力会社が東西の約2倍の電柱を保有し、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること
- ・ 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備され、現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供していること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること
- ・ 線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月末。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること
- ・ KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力(営業収益、営業利益は当社を上回り、設備投資額は当社と同規模)、顧客基盤(携帯電話、ADSL事業などを通じ膨大な顧客基盤を構築済)を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること
- ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること

■ メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバ

- ・ メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置(例. OLTは延べ920ビルに設置(2008年3月末))していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること
- ・ 局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(2001年)から他事業者による自前敷設が可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、74%が他事業者による自前敷設となっていること(東西計:2006年11月末。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること

(NTT東日本)

- 指定対象に関する検証にあたっては、NTTグループ以外の他事業者における固定・携帯事業の融合化の動き、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえて頂く必要があると考えます。

【次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網】

当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下を踏まえ、それら設備に

はボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

- ① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展し、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること
- ② 現に他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51%（平成20年9月末）に止まり、30府県中16府県で当社シェアが50%を下回り、うち3県ではCATV事業者のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井のCATV事業者のシェアは、61%、56%、52%（同上）と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること → 別紙1（略）
また、ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは28%（平成20年9月末）、更に携帯電話も含めたシェアで見れば5%（同上）に過ぎない状況にあること → 別紙2（略）
- ③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかったこと
- ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと

【イーサネット等のデータ通信網】

当社のイーサネット等のデータ通信網については、以下を踏まえ、それら設備にはボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

- ① 他事業者は、当社又は電力系事業者から光ファイバを借り、自らイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっていること
- ② 現に電力系事業者をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていること。イーサネットサービス市場において、当社のシェアが13.1%（平成19年9月末）、NTT東日本のシェアが16.5%（同上）であるのに対し、KDDIのシェアが23.2%（同上）となっている等、競争は十分に進展していること

【局内装置及び局内光ファイバについて】

メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、局内スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバについても、以下を踏まえ、それら設備にボトルネック性がないことに着目し、第一種指定電気通信設備

<p>の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>① 当該装置類等が誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、当社が接続料を設定したものの利用実績は皆無であること</p> <p>② 局内光ファイバについては、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で自前敷設できること (NTT西日本)</p>	
---	--

ウ)アンバンドル機能の対象に関する検証

<p>意見9 NTT東西とのアンバンドル関連の協議について、総務省の参加、あるいは進行状況を総務省に報告する場を設けるなどの処置が必要。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ NTT東西とのアンバンドル関連の協議は以前から実施しており、今後も継続します。</p> <p>しかし、この種の協議はなかなか合意を得るにいたらず長期間継続されることが多く、その間にも新たなサービス提供が開始され、実効のある協議ができないことも懸念されます。それを避けるために、NTT東西と接続事業者との協議にオブザーバとして総務省殿に参加していただく、あるいは一定期間ごとに協議の進行状況を総務省殿に報告する場を設ける、などの処置が必要と考えます。 (テレサ協)</p>	<p>■ 接続事業者からアンバンドルを要望された場合は、NTT東西は、技術的に可能であり、過度の経済的負担が生じない場合は、アンバンドルすることを基本に対応することが適当である。</p> <p>総務省では、アンバンドル機能の妥当性については、競争セーフガード制度による検証の対象としているところであり、例えば、本年度の当該制度の運用の中でアンバンドル要望が示されたNGNの品質制御機能等については、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で審議することとしているところである。当該機能のアンバンドルについては、当該審議結果等を踏まえ適切に対処する考えである。</p>
<p>意見10 FTTH市場は、NTT東・西と他の事業者が対等に競争できない環境にあることから、市場活性化のため、分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等、必要な措置を講じるべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ (ア) NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について</p> <p>NGN答申で整理されたとおり、引き続きアンバンドル機能の対象とする検証結果は適当であると考えます。</p> <p>ただし、FTTH市場は、依然としてNTT東・西と他の事業者は対等には競争できない市場環境にあり、NTT東・西のシェア拡大に歯止めがかからない状況です(*)。最早「FTTH市場における事業者</p>	<p>■ 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定については、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。</p> <p>なお、FTTH市場における公正競争確保の観点から、FTTHの屋内配線が第一種指定電気通信設備に該当するか否か等については、本年2月24日に情報通信審議</p>

<p>間の進展状況を注視する」段階ではなく、総務省は、早急にFTTH市場を活性化させるために、分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等、必要な措置を講じるべきであると考えます。</p> <p>(*) 電気通信事業分野の競争状況に関するデータによると、2008年6月、FTTH契約数が1300万を超え、DSL契約数を初めて上回ったが、契約数の伸び率で見ると、2005年6月(前期比17.8%増)から2008年9月現在(前期比5.2%増)まで鈍化傾向が続いている。</p> <p>一方、同期間におけるNTT東・西のFTTH契約数シェアは、58.3%(2005年6月)から73.4%(2008年9月)へと拡大を続けており、競争事業者のシェアも41.7%から26.6%へと減少している。このように、FTTH契約数全体の伸びは鈍化する一方、NTT東・西のシェアは依然として上昇を続けており、競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞している。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で審議されているところであり、その結果等を踏まえ適切に対処する考えである。</p>
<p>意見11 NGN、地域IP網及びひかり電話網については引き続きアンバンドル機能の対象とすべき。</p> <p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点について(意見19～23)</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿は現時点で接続事業者からの接続要望がないことをもって一部機能をアンバンドルの対象外とすることを求めています。接続事業者が希望した時点で接続が開始可能な状況にしておくことこそが、NTT 東西殿利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保することにつながります。従って、接続事業者からの接続要望の有無に依らず、NTT-NGN、地域 IP 網及びひかり電話網に係る機能も含め、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成致します。NGN、地域IP網及びひかり電話網については、加入者系光ファイバなどのボトルネック設備で構築されているものであり、かつPSTNからマイグレーションされる設備であることから、競争を促進し利用者利便性の高いサービスを実現するためには、引き続きアンバンドル機能の対象とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>考え方11</p> <p>—</p>
<p>意見12 次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、局内光ファイバ及び加入光ファイバ等について、他事業者による利用実績や実需要がない機能はアンバンドル機能の対象から除外すべき。</p> <p>■ アンバンドル対象の検証にあたっては、他事業者によるアンバンドル機能の利用実績や実需要等、市場実態を踏まえて頂く必要があると考えます。</p> <p>当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネット等のデータ通信網、局内装置、</p>	<p>考え方12</p> <p>■ アンバンドルは、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者からの要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供し</p>

局内光ファイバ及び加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能はアンバンドル機能の対象から除外して頂きたいと考えます。

【フレッツサービスに係る機能のアンバンドルについて】

フレッツサービスに係る機能のアンバンドル等については、以下の理由より、他事業者にルーティング伝送機能の利用要望があるとは考えられないことから、フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。

- ① 地域IP網において、ルーティング伝送機能の接続料を設定したものの、平成 13 年から現在に至るまで 7 年以上、他事業者による利用実績がないこと
- ② 当社の次世代ネットワークにおいても、「他事業者から、収容局接続について速やかにアンバンドル提供するよう要望されている」こと等を理由にアンバンドルされましたが、要望事業者はパブリックコメントとして意見提出されていたものの、当該要望事業者から具体的なルーティング伝送機能の利用要望は頂いていませんし、そもそも、前述のとおり、当該要望事業者は独自のIPネットワークを構築し、現に当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得されていること

【中継局接続に係る機能のアンバンドルについて】

中継局接続に係る機能のアンバンドルについては、他事業者のネットワークの詳細がそもそも明確でありませし、更に、他事業者から具体的な機能の利用要望も頂いていないことから、当該機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）はアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。

【ひかり電話に係る機能のアンバンドルについて】

従来、ひかり電話の接続料は、接続事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定していましたが、今後、当社が事業者均一のひかり電話の接続料を設定することになった場合に、接続事業者が当該接続料よりも高い接続料を設定するときは、事業者間の公平性が損なわれる可能性があることから、接続事業者が当社の接続料よりも高い接続料を設定する場合には、接続事業者の接続料の適正性を検証するための具体的な手法や仕組みについて検討を進めて頂きたいと考えます。

【イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルについて】

以下の理由により、イーサネットサービスに係る機能（イーサネットフレーム伝送機能）をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。

- ① 他事業者は、当社又は電力系事業者から光ファイバを借り、自らイーサネットスイッチを調達し、当社ビル等に設置することによって、当社と同等のイーサネットサービスを提供することが可能となっていること

なければならないのが基本的考え方であり、NTT西日本が主張する各機能のアンバンドルの要否については、「競争セーフガード制度の運用に関する意見に対する考え方」に示したとおり、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ なお、ひかり電話網の接続料におけるいわゆる「逆ざや」の問題については、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中審議されているところであり、その結果等を踏まえ適切に対処する考えである。

<p>② 現に電力系事業者をはじめ多くの事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていることイーサネットサービス市場において、当社のシェアが 13.1%(平成 19 年 9 月末)、NTT東日本のシェアが 16.5%(同上)であるのに対し、KDDI のシェアが 23.2%(同上)となっている等、競争は十分に進展していること</p> <p>③ イーサネットサービス市場には、電力系事業者をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を展開している中、当社だけがイーサネットサービスの接続料設定を強いられ、サービス原価を他事業者にオープンにするよう強いられた場合、当社は競争上著しい不利益を被ることになること</p> <p>④ イーサネットサービスのアンバンドルを要望されているKDDIは、需要密度が高い都市部エリアを中心に既にサービスを自前提供されており、実際、お客様からKDDIに対し、IP-VPN等の足回り回線としてイーサネットサービスを提供してほしいとの実需要があれば、KDDIがイーササービスを自前提供されるケースも少なくないと考えられるため、需要が疎で自前設備を構築するよりも当社設備を借りる方が得なエリアのみで、当社設備を借りてサービス提供されることになることも考えられること(クリームスキミングが生じること)</p> <p>⑤ オペレーションシステム等改造費用をかければ、PVCメニューを提供して接続料を設定することも技術的には可能になるが、多額の費用をかけて開発等しても、PVCメニューの利用が需要が疎のエリアに止まれば、低廉なネットワーク構築に支障を来すこと (NTT西日本)</p>	
---	--

(2)第二種指定電気通信設備に関する検証

<p>意見13 全ての事業者に同一の接続料の適用を義務付けることは適当ではない。また、一種二種を問わず指定電気通信設備制度全体の運用実態や課題を整理し、議論・見直しの際の優先順位を明確にすることが必要。</p>	<p>考え方13</p>
<p>固定電話と比較して高い水準にある携帯電話の接続料に対する規制を強化すべき、全ての携帯電話会社に同一の接続料を義務付けるべき等、携帯電話の接続料等に関する規制についての論点について(意見28~31、65、74、75)</p> <p>■ 検証結果案にあるとおり、ネットワーク構成、設備投資及びネットワークの維持に係るコスト等は事業者間で異なることから、全ての事業者に同一の接続料の適用を義務付けることは適当ではないと考えます。</p> <p>・ また、あわせて検証結果案においては、「制度の運用面や内容に関する適時適切な検証を行い、適正な事業環境を整備していくことが必要」とありますが、第二種指定電気通信設備制度の接続料のみに範囲を限定するのではなく、まずは、一種二種を問わず指定電気通信設備制度全体の運用実態や課題を整理し、議論・見直しの際の優先順位を明確にすることが必要であると考えます。</p>	<p>■ 電気通信市場における公正競争環境を確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料に関する事項を含む接続ルールの在り方全般について、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で審議されているところである。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
<p>意見14 第二種指定電気通信設備における携帯電話接続料が、「適正な原価」により算出されているかを検証した上で、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に限ることなく携帯電話接続料の全体的な引き下げを進めるべき。また、第二種指定電気通信設備制度の見直しについて、総体的な枠組みの整理の中で検討が行われるべき。</p>	<p>考え方14</p>
<p>■ 携帯電話は、需要が固定からモバイルにシフトし、携帯電話利用者が既に1億人を超えている状況を勘案すると、現在利用者に及ぼす影響が最も大きい通信サービスであるといえます。しかしながら、固定電話と比較し高額な携帯電話接続料については、第二種指定電気通信設備に指定されている対象ですら、今までコストの適正性や料金の水準感について検証もしくは議論されたことがなく、モバイル市場をさらに活性化することにより日本の通信市場の拡大を牽引していくためには、携帯電話接続料の適正性の確保延いては低廉化に向けた取組みが必要な時期にきていると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、第二種指定電気通信設備における携帯電話接続料が、「適正な原価」により算出されているかを検証し、料金水準を客観的に判断することが出来る指標を設けたうえで、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に限ることなく携帯電話接続料の全体的な引き下げを進める必要があると考えます。 他方、日本通信殿～NTT ドコモ殿間のMVNO接続協議の紛争処理委員会での検討経緯、MVNO事業化ガイドラインの策定、モバイルビジネス研究会における端末販売奨励金と接続料金との関係の整理といった近年の複数の事例が示唆していることは、第二種指定電気通信設備制度の在り方が、電気通信事業法に規定されている趣旨に対して十分に機能していない可能性であり、このことから本制度の抜本的な見直しが必要な時期に来ていると考えます。 具体的な第二種指定電気通信設備制度の見直しとしては、接続約款の届出制から認可制への移行、接続会計の導入等による接続料金の適正化の確保といったものが挙げられますが、今後、「新競争促進プログラム 2010」の「指定電気通信設備制度(ドミナント規制)の見直し」といった機会において、総体的な枠組みの整理の中で検討が行われるべきと考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で、第二種指定電気通信設備制度の検証に加え、逆ざや問題等を含めた接続ルールの在り方全般について審議されているところである。</p>

(3)指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

ア)NTT東西に所要の措置を要請する事項

<p>意見15 NTT東西において116窓口とフレッツサービス受付センターが一体で運用されている実態が伺えることから、検証結果案に挙げられている措置に加え、NTT東西による周知・徹底内容の公表や116窓口とフレッツサービス受付センターの物理的分離等の追加的措置を講じる必要がある</p>	<p>考え方15</p>
---	--------------

<p>る。</p> <p>(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について</p> <p>■ 【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証結果案に賛成致します。本事象の発生については本制度を通じて各社より多くの指摘及び確認がされており現状においても公正競争上非常に大きな問題となっております。そのため本検証結果案に基づいた早急な対応を強く要望致します。 ・ また、116 ウェブサイトにおいても、利用者からみれば 116 電話窓口と同様の機能を有しているため同様の措置が必要であると考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>所要の措置を要請することに賛同いたします。</p> <p>要請にあたっては、NTT東西における措置が、単に文書による指示や会議等での説明に止まることなく、ロケーションの物理的な隔離、運営体制の分離、窓口でのトークスクリプトの見直し等、より実効的かつ実質的なものとなるよう指導・徹底いただくことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ NTT東・西の加入電話の顧客情報をフレッツサービスの営業活動に利用することが禁止されているものの、その後もフレッツサービス受付センターと116窓口は一体で運用されている実態が伺えます。</p> <p>実効性を確保するため具体的にどのような措置が講じられたのか、実態の内部検証を通じた正確な把握が早急に必要です。競争事業者の直取サービスユーザの引越しや故障対応等の業務を通じて知り得た顧客情報をもとに、NTT東・西が営業活動をしていないか、併せて検証することが必要と考えます。</p> <p>116窓口等を通じた競争阻害的なフレッツ光等の営業活動が行われているようであれば、営業面でのファイアーウォールを確保するため、窓口の所在地及び対応者を物理的に分離する等の抜本的措置が講じられるべきと考えます。</p> <p><事例></p> <p>① 引越し等に伴いお客様が「116」へ連絡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マンションへの引越しの際、当社ひかり one サービスの利用を仮申込みいただいたお客様に対し、当社から後日連絡をしたところ、番号ポータ手続きの際にNTT「116」が、「引越し先では、既にBフレ 	<p>■ 本件については、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>なお、NTT東西からの報告を受け、公正競争を確保するために必要と認められる場合には追加的な措置を講じる。</p>
---	--

<p>ッツが入っている」等の)Bフレッツ解約阻止またはBフレッツ勧誘等を展開していたため、お客様が当社への申込みを取り下げられた等、複数の事例あり。</p> <p>② NTT東日本をはじめNTTグループ各社が出資するテルウェル東日本の組織では、「NTTフロント営業事業本部」の中に、Bフレッツ等の営業を行う「営業推進部」と、116センタ運営を行う「116事業部」が設置されている。「営業面のファイアウォール」が有効に機能していない恐れもあるため、人力的・物理的に分離されているかどうか等、より踏み込んだ検証を行うことが必要。</p> <p>【②は別冊:資料1を参照】 (KDDI)</p> <p>■ ・当該事案は、競争事業者においては実現し得ない顧客獲得の機会を NTT 東西殿が有することになるという点において、公正競争を確保する観点から問題があることから、今年度検証結果案において、116 番への加入電話又は INS64 の移転申込みに対し、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT 東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとする措置を講じることは適切な対応であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方で、当該事案は、昨年度検証結果において「引き続き注視していく」とされていた事項であり、今年度これが全く改善されずに所要の措置を要請する事項として整理されるに至ったという現状は著しく問題であると考えます。 ・ このような現状を踏まえると、今年度検証結果案に示すような措置(NTT 東西殿に対する周知・徹底と総務省殿への報告要請)のみでは十分な効果は期待できません。 ・ 従って、検証結果案に示すような措置に加え、NTT 東西殿における周知・徹底内容の公表及び検証(例えば、当該窓口におけるトークスクリプトに問題がないか否かの検証等)や、116 窓口においてフレッツ光サービスに係る申込みを受け付けない、116 窓口とフレッツ光サービス新規受付用の着信課金窓口の物理的な分離を行うといった、実効性を伴う措置を講じる必要があると考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見16 NTT東西は活用業務の認可条件の遵守について既に十分な措置を講じていることから、NTT東西に対し所要の措置を要請する必要はない。</p>	<p>考え方16</p>
<p>(ア) NTT東西の116窓口及びウェブサイトにおいて、利用者が加入電話移転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動が行われており、累次の競争ルールに反しているとの指摘(意見48)について</p> <p>■ 当社は、加入電話及びISDNのお客様情報であって他事業者が利用できないものを用いたフレッツ光等の営業活動を行わないよう社員等へ周知・徹底を図っており、活用業務の認可条件の遵守につ</p>	<p>■ 08年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、08年7月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p>

<p>いて既に十分な措置を講じていることから改めて周知・徹底を要請する必要性は低いと考えます。</p> <p>なお、当社の「116」におけるフレッツ光の対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害しているとは考えておりません。 (NTT東日本)</p> <p>■ 当社はフレッツサービス等の営業活動において加入電話及び INS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、従来より適切な措置を講じており、改めて周知・徹底する必要性に乏しいと考えます。</p> <p>なお、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツサービス等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様利便確保の観点からの対応であり、公正競争上の問題は無いと認識しております。 (NTT西日本)</p>	<p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>
<p>意見17 現行のNTT法においてNTT東日本が放送事業を営むことは認められていないことを踏まえると、検証結果案に挙げられている措置に加え、NTT東日本が前面に出て放送に関わるサービスの営業活動を行うことを禁じる等の追加的措置が必要。</p>	<p>考え方17</p>
<p>(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘(意見63)について</p> <p>■ 「フレッツ・テレビ」において、本来、アクセスサービスのみ提供する立場にあるNTT東・西が、前面に出てコンテンツサービスを提供しているように見える営業手法は、NTTブランドを利用したグループ市場支配力の濫用であり、このようなグループ一体営業は、公正競争上問題です。</p> <p>特にNTT東・西は本体で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、NTT東・西のフレッツ経由で提供される地上デジタル放送等の放送サービスは、提供主体である子会社・関連会社等が自ら宣伝・広告、営業活動を行うべきであり、NTT東・西が前面に出る形でフレッツサービスの販売戦略の中で放送を訴求すべきではありません。NTT東・西が提供主体であるかのような宣伝広告が、様々な広告媒体で展開されているため、正確な提供主体の明示等、早急に広告手法の適正化を行うことが必要と考えます。</p> <p><事例></p> <p>① 「NTT東日本」が提供主体であるかのような「フレッツ・テレビ」のタクシー・ラッピング広告【別冊：資料2を参照】</p> <p>② 家電量販店における「フレッツ・テレビ」の一般ユーザ向けパンフレット(「サービス提供事業者」及びパンフレットの発行元は「東日本電信電話会社」と明記されている)等【別冊：資料3を参照】</p>	<p>■ 本件については、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、NTT法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>なお、NTT東日本からの報告を受け、公正競争を確保するために必要と認められる場合には追加的な措置を講じる。</p>

(KDDI)

- ・NTT 東日本殿の「フレッツ・テレビ」サービスの提供に関し、NTT 東日本殿に対して放送サービスの提供主体の明記の周知・徹底を求めることは NTT 東西殿本体による放送サービス提供が禁止されていることに鑑みれば、公正競争確保の観点から最低限必要な措置であると考えます。
- ・ しかし、当該事案で問題視すべきことは、放送サービスの提供主体について誤解を招くような広告記載内容のみでなく、実質的に放送事業に参入するかのよう な NTT 東西殿の営業実態全般であるべきです。
- ・ 従って、NTT 東日本殿に対する、「フレッツ・テレビ」サービスにおける放送サービスの提供主体の明記の要請に加え、NTT 東西殿が資本関係を有している株式会社オプティキャスト・マーケティング殿及び株式会社オプティキャスト殿と連携し、実質的に NTT 東日本殿が放送に参入しているかのような現状に至っていることが、公正競争確保のための各種ルール(NTT 東西殿の放送事業への出資制限に係る行政指導等)に照らして問題がないか否かを検証すべく、NTT 東日本殿と両社間の販売受託契約に係る契約内容等、事業上の関係についてより詳細な調査を行うべきです。
- ・ なお、上述のルールの趣旨を踏まえると、少なくとも NTT 東西殿が「フレッツ」の商品ブランドを用いて放送サービスの訴求を行うような NTT 東西殿が前面に出る形での営業活動行為を禁止する等の措置が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 【当社意見】

- ・ 検証結果案に賛成致します。
- ・ 放送事業を認められていない NTT 東殿があたかも提供しているかのように広告、宣伝を行うことは利用者に誤認を与えるだけに留まらず、事業者間の公正競争上においても非常に大きな問題と考えます。そのため今後においては、広告上の提供元の記載方法の見直しだけでなく、NTTブランド使用そのものに関する新たな公正競争要件の追加検討が必要であると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

- 多数の事業者意見である NTT 東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘に対し、検証結果案はこれを放送サービスの提供主体が他社であることを利用者に理解する措置を十分に行なうことを要請、また、その措置の運用状況を注視することとしている。

これは告知物に放送サービスの提供主体を利用者に印象づけるよう記載し、明確に理解できる状況にすることと考える。

本案に対しては「業務範囲規制を厳格に運用する観点から～提供主体が他社であることを明記すること等～」を要請することにより、NTT が放送サービスを行っていないことを明確にすることにつ

<p>いて一定の評価ができると思う。</p> <p>しかし、記載等による措置は表面的に対応するものであり、NTT ブランドを前面に使用することによる注釈的な放送サービス事業者の認知度は他社指摘のアンケート結果を見るまでもなく向上しないと考える(現に NTT 東は記載しているにも関わらずほぼ0に近い)。</p> <p>よって、放送に関わるサービスの営業について NTT が前面に出て行なうことは業務範囲規制を厳格に運用する観点より制限すべきと考える。</p> <p>これは当社が先般指摘を行なった目的達成業務の認可制度に関する透明性の確保・ガイドライン化によりより可能であり、早々の制定を求める。</p> <p>なお、本件は他禁止行為でも課題となっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件実質的 NTT のグループ事業者、他事業者支配の問題 ・NTT ブランドを利用した不公正競争の問題 <p>を、含んでおり継続的な検証と指導を当局に求める。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>所要の措置を要請することに賛同いたします。</p> <p>検証結果(案)では、NTT東日本のみが対象となっておりますが、昨年12月より、西日本エリアにおいても「フレッツ・テレビ」サービスが提供開始されていることを踏まえ、同種問題の未然防止の観点から、NTT西日本に対しても同様の措置要請を実施いただくことが必要と考えます。</p> <p>また、NTT東西による放送サービスの販売受託の根拠となる「目標達成業務」の認可につきましては、当該業務が認可された平成11年当時と市場環境が一変していることから、改めて認可内容や認可条件を検証のうえ、必要な見直しを行うべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見18 NTT東日本はサービスの提供主体を広告に記載する措置を講じていることから、NTT東日本に対し所要の措置を要請する必要はない。</p>	<p>考え方18</p>
<p>(イ) NTT東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていないNTT東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘(意見63)について</p> <p>■ 当社は「フレッツ・テレビ」の広告において、放送サービスの提供主体が株式会社オプティキャスト殿であり、電気通信サービスの提供主体が当社である旨※を記載するよう社員等へ周知・徹底を図っており、また今後ともよりわかりやすい広告表記に努めていく考えであることから、今回、改めて周知・徹底を要請する必要性は低いと考えます。</p>	<p>■ 08年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、08年7月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、公正競争を確保する上で特に懸念が認められることから、NT</p>

<p>※広告記載例 「フレッツ・テレビ」は、NTT 東日本が提供する電気通信サービス「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ放送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド/マンションタイプ光配線方式)」の契約によりご利用いただけます。 (NTT東日本)</p>	<p>T法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること等について、NTT東日本に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省へ報告を求めるとともに、NTT東日本による当該措置の運用状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>
<p>意見19 NTT東西に対する禁止行為規制等の趣旨を県域子会社等に対しても実効的に徹底するためには、NTT東西と県域等子会社との間の役員の兼任状況の報告を求めると共に、さらなる追加的措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方19</p>
<p>(ウ) NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ・県域等子会社における役員兼任の実態に関する報告は、昨年も NTT 東西殿に求められた措置ではありますが、競争事業者の立場からは、昨年度の当該事案において講じられた措置の効果が見られず、今年度においても、昨年同様に報告義務を課すのみでは実効性に乏しいと考えられるため、より一層の措置を講じる必要があるものと考えます。 ・ 具体的には、NTT 東西殿からの県域等子会社との役員兼務実態報告に加えて、当該報告事項の開示や報告内容に対する総務省殿の評価・考え方の公表等を行い、問題の改善につなげて頂きたいと考えます。 ・ また、「NTT 東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については、総務省殿の考え方において、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから引き続き注視すると示されていますが、実際には、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008年9月17日公表)※の結果によれば、すでに誤認されている事実があると考えられます。加えて、NTT 東日本地域のある県域等子会社においては、自社があたかも NTT 東日本殿であると騙るような表示がなされたダイレクトメールが顧客に送付される等、県域等子会社もあえてその社名を営業に活用している事実があります(別添資料を参照願います)。 ・ 以上を踏まえると、本件に関して、昨年度に引き続き注視するのみでは不十分であり、県域等子会社の業務実態の報告を求め、社名の使用に係る運用面の指導を徹底すると共に、「NTT 東日本-〇〇」といった社名の即時の使用中止を NTT 東西殿に求める必要があるものと考えます。 <p>※ http://www.seedplanning.co.jp/press/2008/0917.html 同調査によれば、「NTT 東日本-〇〇」や「NTT 西日本-〇〇」を、「NTT 東日本や NTT 西日本の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本件については、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めるとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。 なお、NTT東西からの報告を受け、公正競争を確保するために必要と認められる場合には追加的な措置を講じる。 ■ なお、昨年度の検証に基づき、08年2月18日、県域等子会社におけるNTT東西及びNTTドコモグループからそれぞれ受託した業務に係る情報の目的外利用の防止等について、周知・徹底すること等をNTT東西に対し要請し、NTT東西は、当該要請を受けて、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じることを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争

<p>子会社」と捉えている消費者が 26.8%であるのに対し、「NTT 東日本や NTT 西日本の支店」と捉えている消費者は 36.3%と多数を占めている。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。そのため、本年度においても、子会社を通じたグループ各社との脱法的な連携事例が指摘されており、事態は依然として改善されていません。</p> <p>NTT東・西の営業活動を受託している県域等子会社は、実質的にNTT東・西本体と同一であるとみなせます。NTTの分離・分割等の構造的措置や活用業務に対する公正競争条件担保のため、県域等子会社をNTT東・西本体と同一とみなし、県域等子会社を禁止行為規制、特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加えることが適当と考えます。</p> <p>なお、電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかるなど、我が国経済社会の発展に寄与することを目的として認可された財団法人(日本電信電話ユーザ協会)の全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、県域等子会社のビル内に設置されており、また、それらの事務局が、商工会議所や地場企業等の会員向けに、NTTグループ各社社員が講師となった「ブロードバンドセミナー」・講演会等を開催しているケースや、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスについて割引サービスを取り次いでいる等のケースが見受けられます。このように全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、NTTグループ各社の営業拠点となっていることにより、県域等子会社をはじめ、NTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われている懸念があることから、このような事例についてもより踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。 【別冊:資料4参照】</p> <p><事例></p> <p>① 日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、ぷらら(Bフレッツ対応コース等)入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。</p> <p>② 日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注につながっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。 (KDDI)</p> <p>■ 【当社意見】</p>	<p>確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>■ 「NTT東日本ー〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視する。</p> <p>■ 御指摘の(財)日本電信電話ユーザ協会の事業活動については、引き続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいた適切な指導監督に努めていく。</p> <p>また、一般論として、電気通信事業法第29条第1項に該当すると認められる場合には、業務改善命令の対象となり得るところであり、状況について引き続き注視していく。</p> <p>■ なお、NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月20日))とされている。</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度の報告をみると詳細な内容が一切非開示のため定性的な内容に留まっており、指摘された懸念は未だ払拭されておりません。 ・ そのため、本年度の報告においては、先の本制度の当社意見書(平成20年8月25日付)においても述べたように、例えば兼務会社別の件数の開示などの定量的なデータ開示が追加が必要であると考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>100%出資、「NTT西日本—〇〇」という社名の利用、役員兼務によって、NTT東西と県域等子会社が実質的に一体経営されており、また消費者からも混同されていることは明らかであります。</p> <p>規制が適用されない子会社が関与することで、規制逃れが可能となることは、NTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨を損なうものと考え、役員兼任は当然のことながら、社名利用や人事交流等の禁止、さらにはNTTグループの資本分離についても早急に検討すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見20 NTT東西は県域等子会社に対して各種公正競争要件を遵守するよう適切な指導を行っていることから、昨年度に引き続きNTT東西に役員兼任の実態について報告を求める必要はない。</p>	<p>考え方20</p>
<p>(ウ)NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみなし、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について</p> <p>■ 当社は、各種公正競争要件の遵守について、県域等子会社に適切な指導を行っており、今年度の検証において新たに公正競争確保上の具体的な問題が発生していない中で、昨年度に引き続き役員兼任の実態について報告を求める根拠に乏しく、報告を恒常化すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。</p> <p>また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところです。</p> <p>現に、今年度の検証においても特段の公正競争確保上の問題は生じておらず、今後も適切に業務運営等を行っていくことから、役員兼任の実態について昨年度に引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。</p>	<p>■ 08年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、08年7月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、本件については、昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況について報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところである。</p>

(NTT西日本)	
意見21 要請に対するNTT東西の報告内容については、昨年度と同様公表することが必要。	考え方21
<p>■ 各要請に対する NTT 東西殿の報告内容の公表について</p> <p>【当社意見】 各要請に対する NTT 東西殿の報告内容については、改善の進捗を利用者はじめ各ステークホルダーにおいても広く確認できるよう、昨年度と同様に一般に公表されることを要望致します。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 総務省では、07年度の検証に基づき講じるべき措置について、電気通信事業の公正な競争を確保するため、08年2月18日、NTT東西に対して要請を行い、同年3月31日にその講じた措置について報告を受けたところである。</p> <p>また、当該報告については、08年7月24日の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)」において、NTT東西による措置の状況として公表しているところである。</p> <p>■ 08年度の検証結果においては、公正競争を確保する上で特に懸念が認められる事項に関し、NTT東西に所要の措置及び報告を求めること等を盛り込んだところであり、本検証結果を踏まえ、速やかに所要の措置を講じる。</p>
意見22 競争セーフガード制度に基づく措置要請は、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合に限定して行うべきである。	考え方22
<p>■ 当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>今回、「NTT東西に所要の措置を要請する事項」とされた事例については、2007年度の検証結果と同様、その根拠となる他事業者の意見はいずれも具体的な立証がなされていない、もしくは誤解に基づくものであり、当社が不適切な行為を行ったとする指摘はあたりません。</p> <p>具体的に公正競争上の問題が生じていないにもかかわらず措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えるものであり、実際、検証結果案の公表に際して、「独占的地位利用し営業」(読売新聞 2008年12月24日)、「独占地位で光回線営業」(東京新聞 2008年12月25日)等の誤解のある報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>当社の企業イメージ、営業活動に与える影響の大きさを踏まえれば、競争セーフガード制度の運用にあたっては、他事業者の具体的な立証のない、もしくは誤解に基づく意見をもとにした検証を行うべきではなく、誤解を与えかねない記載は問題があると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>■ 08年度の検証に当たっては、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(07年4月策定、08年7月改定)」に基づき、検証の対象となる各事項について、08年7月から9月にかけて事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めたところである。</p> <p>これらを踏まえ検討した結果、公正競争を確保する上で特に懸念が認められる事項に関してNTT東西に所要の措置及び報告を求めること等を検証結果に盛り込み、またNTT東西による措置が徹底されない場合に公正競争を確保するための要件等に抵触する又は潜脱するおそれがある事項に関してNTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくこと等を盛り込んだところである。</p>

<p>■ 【基本的な考え方】</p> <p>当社は、これまで事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守しており、また、他事業者からの指摘等によりお客様の誤解を生じかねない事象が確認された場合には、随時、社内指導を行うなど、適切な事業活動を行ってきたところです。</p> <p>指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証に関しては、幅広く意見公募が行われましたが、他事業者から提出された意見については、昨年度と同様に、根拠不十分なものや単なる推測に基づいており、とりわけ所要の措置を要請する事項に係る事例については、具体的な公正競争上の問題はないと考えます。</p> <p>それにも係らず、当社に措置を要請することは、当社の事業展開における法的予測可能性を低下させ、事業者として本来正当な事業活動まで萎縮させるとともに、あたかも当社が不法行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、企業イメージを損なうことにもなりかねないなど、問題であると考えます。</p> <p>このように当社の事業運営に与える影響を踏まえれば、検証対象とする他事業者意見については、おそれや推測によるものではなく、明確な根拠があるものに限定するとともに、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に則り、検証を通じて「公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないことが認められる場合」に絞って措置を要請するなど、ガイドラインに沿った適切な制度運用が不可欠であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--

イ)引き続き注視する事項

<p>意見23 NTT東西による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止を徹底できるよう、NTT東西が講じた措置の実効性を第三者が客観的に検証できるようにすること等の追加的措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方23</p>
<p>(ア)NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を自社の営業に利用しているという指摘(意見32)について</p> <p>■ ・当該事案については、昨年度検証結果において、「NTT 東西において、当該情報の目的外利用の防止等について支店及びアウトソーシング会社の社員等に周知・徹底を図っているとしているが、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省への報告を求める」とされ、NTT 東西殿は遵守マニュアルの Web 掲示等の対応を行ったとされていますが、弊社意見書でも述べたとおり、同社における不適切と思われる営業活動は依然として継続されており、昨年度から変化は見られない状況にあり、「引き続き注視」という措置では不十分です。</p>	<p>■ 本件については、昨年度の検証に基づき、08年2月18日、NTT東西に対して接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用の防止等について周知・徹底すること等を要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、NTT東西が当該措置を十分徹底しているかについて引き続き注視し、当該措置の徹底が不十分である等と認められる場合には、電気通信事業の公正な競争を確保する観点から必要な追加的措置を講じることを検証結果に盛り込んだところであ</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 従って、まずは昨年度の指導に基づき NTT 東西殿が講じた措置の実効性を第三者が客観的に評価できるよう、措置内容の詳細(遵守マニュアルの内容等)を公表し、その内容を踏まえた上で、接続に関して知りえた情報の目的外利用の再発防止のために追加的な措置を講じる必要があるものと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) ■ 行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。 (KDDI) ■ 【当社意見】 ・ 昨年度の本件の要請に伴うNTT東西殿の報告内容をみますと、定性的な内容に留まっており適切な措置をしているとは考え難く、指摘されている懸念を払拭されるには至っておりません。 ・ そのため先の本制度の当社意見書(平成 20 年 8 月 25 日付)においても述べたように本年度においては下記を踏まえたNTT東西殿への追加の要請が必要であると考えます。 ■ 実際に業務に携わる社員への周知方法が WEB 開示のみでは不十分と思われる、会議・説明会等を通じての直接的な周知対応 ■ 周知時に利用された遵守マニュアルの総務省殿によるチェック (イー・アクセス、イー・モバイル) 	<p>り、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見24 ドコモショップ等の販売代理店における携帯電話端末とフレッツサービスとのセット販売について、公正競争確保の観点から検証を行った上で、必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方24</p>
<p>(イ)ドコモショップにおいて、NTTグループ他社商品の取扱いを禁止する措置が必要との指摘(意見33)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ・本検証結果案において、「NTT西日本は、販売代理店との代理店契約に基づきフレッツ光の取扱いが行われているものであり、NTTドコモとの間に共同の営業行為は存在しない等としている」と示されているところですが、当該事案においては競争事業者側からの立証には限界があるため、まずは総務省殿において、当該事案に係る詳細な調査を行って頂くべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本件については、昨年度の検証結果において「あくまで販売代理店がNTT東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず、引き続き注視していく」としたところであり、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要

<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、代理店との契約書の内容や、代理店への指示内容、代理店との資本関係等について、総務省への報告を義務付ける等により、NTT ドコモ殿が主張されるような「代理店の自ずからの経営判断による施策」が事実か否かも含め、NTTグループの関与の有無等について、実態調査を可能とする措置を講じるべきと考えます。 ・ その上で、当該調査結果を踏まえて、ドコモショップに対し、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿本体と同等の禁止行為規制の効果が生じるような実効性を伴う措置を適用すること等が必要と考えます。具体的には、ドコモショップに対して自社商品の取扱いを NTT 東西殿が求めることを禁止する等、NTT 東西殿に対して規制を課すこと等の措置が考えられます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) <p>■ 公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西が、NTTドコモやグループ内のMVNO事業者と連携するFMCは、事業者間のサービス共有化が図られ、ブランド力を含めNTTグループの総合的な市場支配力がさらに発揮されるおそれがあることから、公正競争上大いに問題であり、認めるべきでないと考えます。</p> <p>NTT東・西が不当な優遇等をしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築等の措置が講じられない限り、NTTドコモショップ（販売代理店）等における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツのセット販売を禁止すべきです。 (KDDI)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>NTT東西及びNTTドコモ自身が排他的な取引をしているか否かに関わらず、結果的に販売代理店において、ドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものと考えます。</p> <p>よって、販売代理店の行為にも禁止行為規制等が適用されるよう追加的な措置を講じる必要があると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>の措置を講じる。</p>
<p>意見25 市場支配力を有するNTT東西及びNTTドコモによる連携は特に注視すべきであり、「ホームU」サービス等の施策が禁止行為規定に抵触しないかどうか検証を継続する必要がある。</p>	<p>考え方25</p>
<p>(ウ)NTT東西又はNTTドコモによるFMCサービスの提供が自己の関連事業者と一体となった排他的な業務等に当たるとの指摘(意見34)について</p> <p>■ ・本検証結果案において、「NTTドコモは、マルチセッション対応のブロードバンド回線であればNTT東西以外の事業者についても対応可能である」としており、「本年6月18日には、アッカ・ネットワーク</p>	<p>■ 本件については、本件において指摘されている「ホームU」等の事案は、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に直ちに該当するものとは認められないが、そのサービス提供の態様によっては市場支配的</p>

スがNTTドコモの提供する「ホームU」に対応した個人向けADSLサービスの提供準備について発表している」ため、排他的なサービスの提供には直ちに該当しない旨示されています。

- ・ しかしながら、株式会社アッカ・ネットワークス(以下、「アッカ」という。)殿が提供準備をしているとの発表はあったものの、実際にはサービスの提供は未だに行われておらず、結果としてNTTグループ内に閉じたサービス提供が継続している状況にあります。本検証結果案においても、「そのサービス提供の態様によっては市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがある」とされているところであり、NTTドコモ殿とアッカ殿の協議状況について、報告の義務付けやヒアリングの実施等の措置を講じ、随時状況把握を行うべきと考えます。
- ・ また、「東・西 NTT の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「活用業務ガイドライン」という。)の別紙 2「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」において、「固定通信分野・移動通信分野双方の市場支配力が結合することにより、NTT ドコモ以外の電気通信事業者との間における実質的な公平性の確保に支障を及ぼす恐れの高蓋然性は高い」とされ、両社間の排他的な共同営業が禁止されていることに鑑みれば、「マルチセッション対応のブロードバンド回線であればNTT 東西以外の事業者についても対応可能である」とする技術仕様については、本来サービス提供前に公表がなされるべきであり、当該事案のように事後的な公表等の対応では不十分であると考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西が、NTTドコモやグループ内のMVNO事業者と連携するFMCは、事業者間のサービス共有化が図られ、ブランド力を含めNTTグループの総合的な市場支配力がさらに発揮されるおそれがあることから、公正競争上大いに問題であり、認めるべきでないと考えます。

NTT東・西が不当な優遇等をしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築等の措置が講じられない限り、NTTドコモショップ(販売代理店)等における携帯電話端末とNTT東・西のフレッツのセット販売を禁止すべきです。

(KDDI)

■ 【当社意見】

- ・ NTTドコモ殿は移動体市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者であり、市場支配力があります。そのビジネスモデルは垂直統合(端末レイヤー、通信レイヤー、プラットフォームレイヤー、コンテンツアプリケーションレイヤー)であり、単独でも、各レイヤーのみにおいて活動する事業者に対して、市場支配力を行使して、他の事業者の事業活動を排除、もしくは制限する蓋然性が高いといえます。
- ・ NTT東日本殿の事例にもあるように、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続会計に基づいて接続料を算定し接続約款も認可制という規制があるにもかかわらず、Bフレッツサービス

な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。

<p>の提供に際して、分岐方式による接続料金及びユーザ料金を設定しながら同サービスの提供に当たり光ファイバ1芯を1ユーザに使用させることで、NTT東日本殿の加入者光ファイバに接続してFTTHサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害することにより、戸建て住宅向けFTTHサービス市場の競争を制限していたこともありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> このように、市場支配力を有する指定電気通信事業者間の連携は、特に注視すべきであり、NTTドコモ殿及びNTT東西殿が、現在実施している「ホームU」等の施策を、個別の事案として、排他的業務に該当するかどうか検証することも必要ですが、競争セーフガードの中では、NTTグループの中でも特にアクセス回線を有するNTTドコモ殿とNTT東西殿の動向全般について、注視することが必要と考えますし、この累次の検証は、2010年のNTTグループの再々編議論の材料にもすべきと考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
<p>意見26 家電量販店におけるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するかどうかについて、公正競争が確保されているか検証を行った上で、必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方26</p>
<p>(エ)家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本事案における検証結果案において、「NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施して」おり、「当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でない」との見解が示されていますが、NTTグループと代理店の関係等については、競争事業者側から論証できる範囲には限界があります。 従って、まずは総務省殿において当該事案に係る詳細な検証を行って頂くべきと考えます。具体的には、代理店との契約書内容や、代理店への指示内容、代理店との資本関係等について、NTT東西殿、NTTドコモ殿、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿から総務省殿への報告を義務付ける等により、NTTドコモ殿が主張されるような「代理店の自ずからの経営判断による施策」が事実か否かも含め、NTTグループの関与の有無等について実態調査を可能とするような措置を講じるべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ [弊社意見] NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ自身が排他的な取引をしているか否かに関わ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本件については、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。 ■ 本件については、NTTドコモは、量販店がNTTドコモの代理店契約とは別に、量販店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害

<p>らず、結果的に販売代理店において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものと考えます。</p> <p>よって、販売代理店の行為にも禁止行為規制等が適用されるよう追加的な措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 再編成に関する基本方針においてNTT東・西とNTTコミュニケーションズの共同営業は禁止されているにも関わらず、販売代理店自らの営業戦略に基づいたものであるとして、実態としてNTT東・西とNTTコミュニケーションズの共同営業となる活動が現在も行われています。</p> <p>例えば、家電量販店において、NTT西日本が設置した専用ブースにて、NTT西日本から派遣された販売員がOCNwith フレッツ等を実質的に販売している等、複数の事例が指摘されています。</p> <p>本年度も上記のような事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。行政指導を踏まえて講じられたNTT東・西による措置は、単にNTT東・西からの報告が行われたのみであり、当該措置が適切にとられたかどうか、検証が行われていない状況です。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的な措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>する行為が行われていないかについて引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見27 家電量販店を通じたNTT東西による各種販売施策については他ISPとOCNは全く同列の扱いであることから、公正競争上の問題は生じていない。</p>	<p>考え方27</p>
<p>(エ)家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について</p> <p>■ 【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)の再意見の募集」に対する弊社再意見に記載したところですが、弊社はNTT東西とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しているとともに、他ISPも家電量販店と自由に代理店契約を締結しており、家電量販店に対する営業活動は各社とも独立して展開していると認識しています。一方、家電量販店における販売施策は家電量販店自らの判断で実施しているところであり、家電量販店を通じたNTT東西による各種販売施策については他ISPと当社とは全く同列の扱いであると認識しており、弊社インターネット接続サービス(OC</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>N)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」ともされており、本指摘事項について注視の必要はないと考えます。</p> <p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、「NTT東西に所要の措置を要請する事項」として「引き続き注視していく」と位置づけることは、潜在的な問題が内包されているような誤解を広く一般に招きかねず、結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	
<p>意見28 NTTファイナンスによるNTTグループ各社のサービスの実質的なセット割引は公正競争要件を潜脱するものであることから、速やかに所要の措置を講じるべきである。</p>	<p>考え方28</p>
<p>(オ)NTTファイナンスによるNTTグループカードの「おまとめキャッシュバックコース」が、NTTファイナンスを介したグループ各社の優先的取扱いに該当するとの指摘(意見38)について</p> <p>■ ・本事案は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(以下、「共同ガイドライン」という。)で禁止されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の項目に該当し、関係会社を介してグループ会社の商品・サービスを優先的に提供することで、「特定の電気通信事業者を優先的に取り扱ってはならない」とする事業法第30条第3項2号の規定を脱法的に運用している恐れがあり、実質的なセット割引にあたるものと考えます。本検証結果案においても、NTTファイナンス株式会社殿によるグループ会社の商品・サービスの優先的提供は、「指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件を事実上潜脱するおそれがある」とされているところであり、総務省殿においても同様の認識を示しているところです。</p> <p>・ 従って、当該サービスの特典の提供について、検証結果案で記述されているような「見直しの方向で検討されると聞いている」といった曖昧な報告等を聞き入れ、自主的な見直しを期待するといった対応では不十分と言わざるを得ません。本制度の趣旨を踏まえ、即時に提供を禁止する等厳格な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。</p> <p>NTT持株会社の傘下にあるNTTファイナンスが、公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西とNTTドコモ等、NTTグループ各社の実質的なセット割引を実施することは、実効上排</p>	<p>■ 本件については、当該特典は、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではないが、NTTファイナンスにおいて、自社のクレジットカード利用者に対し、NTTグループが提供する電気通信サービスのみを組み合わせた特典の提供が行われているものであり、このような取扱いは現行の法制度上直ちに禁止されるものではないが、当該特典の提供方法については、指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>なお、NTTファイナンスにおいては、当該特典の提供方法について、09年度第1四半期目途でNTTグループ以外の事業者も対象に含める方向で見直しが行われるものと聞いている。</p>

<p>他性があり、競争を排除するものと考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見29 ドライカップの新規工事と解除工事における工事設定日について公正性が確保されていない事例が発生した場合には、所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方29</p>
<p>(カ)ドライカップの新規工事と解除工事における工事設定可能日について公平性を確保すべきとの指摘(意見39)について</p> <p>■ 引き続き同様の事例が発生した場合には、NTT東・西が差別的な取扱いをしていないことを第三者が内部から検証するための検証体制の構築等の措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 本件については、NTT東西からは、他事業者の工事もNTT東西自身の工事と同条件としており、差別的な取扱いをしていないとの意見が示されたが、検証結果に示したとおり、まずは接続事業者とNTT東西との間で協議を行うことが望ましく、当該協議の状況等を踏まえ、総務省においては必要に応じて所要の措置を検討することとする。</p>
<p>意見30 NTT東西及びNTTドコモによるグループの連携等によるサービスの展開については、上位レイヤーのみならず通信レイヤーに対する不当な市場支配力行使に該当するおそれがあることから、公正競争確保の観点からの検証を堅持する必要がある。</p>	<p>考え方30</p>
<p>(キ)NTT東西及びNTTドコモの通信レイヤーにおける市場支配力がグループの連携等を活用して上位レイヤーへ不当に行使されていないか適時検証すべきとの指摘(意見41)について」の検証結果(案)</p> <p>■ ・今年度検証結果案において、「NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくとともに、総務省においてもコンテンツプロバイダー等に対する一元的な相談窓口の設置等の施策を検討していく」となっていますが、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者と上位レイヤーの結びつきにより不利益を被る対象はコンテンツプロバイダーのような上位レイヤーのプレイヤーのみに限らない点に留意が必要です。</p> <p>・ 具体的には、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿と上位レイヤーの結びつきにより、特定のコンテンツを独占的に配信する等の排他的な連携が行われた場合、競争事業者を始めとする通信レイヤーのプレイヤーに対しても競争上多大な不利益を及ぼすこととなります。実際、本検証結果案で触れられている「フレッツ・テレビ」サービスの事案においては、NTT 東西殿が上位レイヤーと連携の上、その市場支配力・ブランド力を活用し通信・放送サービスの一体的営業を行っていることについて、ケーブル</p>	<p>■ 本件については、「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」等に該当する事案を具体的に指摘したものではないが、NTT東西又はNTTドコモが「コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉」を行っていること認められる場合には市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規定等に抵触するおそれがあることから、NTT東西及びNTTドコモとコンテンツプロバイダーとの関係について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>■ なお、総務省は、電気通信事業者の電気通信役務の提供条件や接続等の条件に関し、コンテンツプロバイダ及</p>

<p>テレビ事業者をはじめとした競争事業者から懸念が示されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、設置される窓口においては競争事業者からの相談も広く受け付けることは勿論のこと、レイヤーを跨る事業者同士の連携が、他の競争事業者へどのような影響を与えるかといった幅広い視点を常に堅持して頂くことを要望します。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル) <p>■ 公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西が展開するサービスについては、上位レイヤーに対して、レバレッジを行使することによって市場を歪め公正競争上の問題を生じていないか、改めて検証すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西殿、NTTドコモ殿のような市場支配力を持つ事業者がグループで連携することは禁止行為に該当すると考えます。NTTコミュニケーションズ殿のような特定関係事業者との取引もグループ連携により上位レイヤーへの市場支配力の行使のおそれがあると考えます。 特に、NTTドコモ殿は、移動体市場で約 50%という相対的に非常に高いシェアを持つ事業者であるにもかかわらず、現行の第二種通信設備制度としての規制に、ルール化(非裁量性)、明確化(予測可能性)、適正な手続きについて具体的に盛り込まれていないことが、今後も事業者間協議において問題となると考えられます。 したがって、NTTドコモ殿についてもNTT東西殿の特定関係事業者に指定すべきと考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル) <p>■ [弊社意見]</p> <p>検証結果(案)に示されている事項に加え、NTT東西によるNGNを介したコンテンツプロバイダーの排他的な囲い込みの有無についても、注視いただくよう要望いたします。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>びアプリケーションサービスプロバイダからの相談、意見及び問い合わせ等について一元的に対応するため、「コンテンツプロバイダ等相談センター」を09年2月23日に開設したところである。</p>
<p>意見31 NTT西日本がウェブサイトで利用している情報が顧客情報ではなく設備情報であったとしても、当該情報を営業活動に用いることは公正競争を阻害するものであることから、所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方31</p>
<p>(ク)NTT西日本のフレッツ光のウェブサイトには、電話番号から住宅の種別を判別してサービスを案内する機能があり、また、電話帳等で公表していないにもかかわらずNTT西日本の販売代理店からフレッツ光の電話勧誘やDMの送付が行われていることから、NTT西日本が加入電話の顧客情報を利用して営業活動を行っているおそれがあるとの指摘(意見49、50)につい</p>	<p>■ 本件については、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを利用した営業活動は、累次の活用業務の認可条件である「加入者情報の流用防止」等に抵触することから、NTT</p>

<p>て</p> <p>■ [弊社意見] ウェブサイトの問題に関して、参考資料の考え方(案)において、「NTT西日本から、設備情報を利用しており、また当該情報はNTT西日本との相互接続事業者であれば利用可能との説明を受けた」旨の記載がありますが、利用者に割り当てられた電話番号は、利用者と密接に紐付いているという点で、設備情報ではなく、顧客情報であるとも考えられます。 また、仮に設備情報であっても、競争事業者が必ずしも接続事業者とは限らないなかで、独占時代から引き継ぐ当該情報を営業活動に用いることは、公正競争を阻害するものであります。 よって、このような利用は正当性を欠くため、速やかに停止させるべきであると考えます。 (ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。 NTT東・西が加入電話の顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用することのないよう、顧客情報管理体制(運用)の検証を可能とするための仕組み(第三者による内部からの検証体制の構築)等の措置をNTT東・西に講じるべきと考えます。 (KDDI)</p>	<p>西日本の営業活動の適正性について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見32 NTT東西のNGN上におけるIPv6インターネット接続サービス実現方式について、NTT東西がインターネット接続機能を提供する方式を採用することは公正競争確保の観点から認めるべきではなく、ISPの事業の自由度が損なわれることのないよう事前のルール整備を確実に行うべき。</p>	<p>考え方32</p>
<p>(ケ)IPv6マルチプレフィクス問題解消のためのNTT東西とISPとの間で行われている協議が公正競争上の問題が生じる結論とならないよう注視が必要との意見(意見52)について</p> <p>■ ボトルネック設備に起因する市場支配力を有するNTT東・西自身がISP事業を営むのであれば、もはや活用業務の問題ではなく、NTTの在り方そのものの問題であるため、本件については速やかにNTTの組織問題と併せて議論されるべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ ・NTT-NGN 上における IPv6 インターネット接続サービス実現方式については、NTT 東西殿の加入者回線の独占性が排除されない限り、公正競争可能な領域が最大限確保される方式を採用すべきであり、NTT 東西殿がインターネット接続機能を提供することになる方式を採用することは、NTT 東</p>	<p>■ 本件については、IPv6への移行に伴う諸課題について、NTT東西はISP事業者等と協議を行っているところと承知しており、NTT東西が、新たに、都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行うこととなるISP事業を行う場合には、活用業務の認可申請が必要であり、当該申請が行われた場合には、総務省において、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに基づき、公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの有無について適切に審査を行うことを検証結果に盛り込んだところである。</p>

<p>西殿の市場支配力をインターネット接続の領域にまで拡大するものであり、ISP 市場における公正競争環境を確保する上で決して認めるべきではないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従って、総務省殿においては、本件に係る活用業務認可手続の実施はもちろんのこと、NTT 東西殿の市場支配力が ISP 領域に及び、ISP の事業の自由度が損なわれることのないよう、事前のルール整備を確実に行って頂きたいと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の ISP 事業を行うための最終的な活用業務の可否判断は認可申請の手続のなかで行われるものと考えますが、すでに弊社をはじめ各社より公正競争上の問題を指摘されているところであり、本制度を通じてその議論の進捗に注視することは公正競争上確保の上で非常に意義のあることと考えます。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>NTT東西がISP事業を行うことは当然のことながら、NGNにおけるIPv6マルチプレフィクス問題の解決策として、NTT東西がエンドユーザにIPv6アドレスを付与する方式(NTT東西によるインターネット接続機能の提供)を採用することも、NTT再編時の趣旨等に照らして、そもそも認められるものではないと考えます。</p> <p>そのため、活用業務としての認可申請を許容するかのような検証結果(案)は不相当であると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見33 NTTグループの一体的経営を防止するために、NTTグループ会社間のファイヤーウォールが実効的に担保されているか客観的に検証可能とする等の追加的措置を講じるべきである。</p>	<p>考え方33</p>
<p>(コ)NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要との指摘(意見53)について</p> <p>■ ・今年度検証結果案において、「NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」こととしていますが、実態としてグループ会社間で定常的な役員の変動が依然として見受けられる中では、いかに会社間の人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、ファイヤーウォールが完全に機能すると断定することは不可能と考えます。従って、少なくとも、当該誓約書によって、会社間のファイヤーウォールが実効的に保たれるか否</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしており、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>かを客観的に検証できるよう、その内容を公開すると共に、遵守状況を NTT グループに報告させる等の追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、そもそも、グループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制による一元的組織管理形態によってこそ可能であり、当該体制下においていかに守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイヤーウォールを機能させることは非常に困難であると考えます。競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に鑑みれば、持ち株体制等を背景とした役員間の人事異動をはじめとする一体的経営は早急に禁止されるべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT東・西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしていますが、役員兼任、在籍出向が明確に法律上禁止されているのは、NTT東・西とNTTコミュニケーションズ間のみであり不十分であると考えます。違反した際の罰則等も規定されておらず、役員兼任の禁止等がどの程度履行されているのか外部からは判断できない状況です。</p> <p>競争の領域が、移動体・映像・ソリューション領域等へ拡大することに伴い、NTTグループ連携が益々強化されています。このため、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から、まずは役員兼任等によるNTTグループ一体経営を防止するため、特定関係事業者としてNTTドコモ・NTTデータ・NTT-ME等を指定することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見34 NTTグループの法人営業の集約によるNTTコミュニケーションズへの顧客情報の提供は公正競争を阻害するおそれがあることから、他事業者との公平性が担保されているか客観的な検証が必要。また、財団法人の各支部や事務局がNTTグループ各社の営業拠点となり共同営業等が行われている懸念があることについても、検証を行う必要がある。</p>	<p>考え方34</p>
<p>(サ)NTTグループの法人営業の集約により、NTT東西とNTTコミュニケーションズが共同で営業活動を行っているように見えるという等の指摘(意見55)について</p> <p>■ 昨年度に引き続き同様の事例が指摘されており、「引き続き注視する」では不十分であると考えます。</p> <p>NTTコミュニケーションズに提供された法人顧客の情報は、当社等他の電気通信事業者には提供されていません。「NTTの承継に関する基本方針」における「地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間の者と同じとすること」との条件に反しており、既に公正競争を阻害していると考えます。公正性担保のため、具体的にどのような措置を講</p>	<p>■ 本件については、NTT東西は、両社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、NTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしているが、当該措置の運用が徹底されない場合には、公正競争を阻害するおそれがあるため、NTT東西による当該措置の運用について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる</p>

<p>じているかNTT東・西に実施状況を報告させ、それに関し他社の意見を聞いた上で、改めて公正性が担保されているのか客観的な検証を行うことが必要です。問題がある事項については、NTT東・西に必要な追加的措置等を講じさせ、実施状況を報告させるとともに、事後検証も併せて徹底すべきと考えます。</p> <p>なお、電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかるなど、我が国経済社会の発展に寄与することを目的として認可された財団法人(日本電信電話ユーザ協会)の全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、県域等子会社のビル内に設置されており、また、それらの事務局が、商工会議所や地場企業等の会員向けに、NTTグループ各社社員が講師となった「ブロードバンドセミナー」・講演会等を開催しているケースや、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスについて割引サービスを取り次いでいる等のケースが見受けられます。このように全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局が、NTTグループ各社の営業拠点となっていることにより、県域等子会社をはじめ、NTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われている懸念があることから、このような事例についてもより踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>【別冊:資料4参照】</p> <p><事例></p> <p>① 日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、ぷらら(Bフレッツ対応コース等)入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。</p> <p>② 日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注につながっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>■ 御指摘の(財)日本電信電話ユーザ協会の事業活動については、引き続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいた適切な指導監督に努めていく。</p> <p>また、一般論として、電気通信事業法第29条第1項に該当すると認められる場合には、業務改善命令の対象となり得るところであり、状況について引き続き注視していく。</p>
<p>意見35 NTT東西のNGNに係る活用業務の認可条件1が満たされているか検証が必要である。また、活用業務制度によるNTT東西の業務範囲拡大により公正競争の確保が困難となっていることから、活用業務制度の在り方の早期見直しやNTTグループの組織問題の速やかな検討が必要である。</p>	<p>考え方35</p>
<p>(シ)NGNに係る活用業務が認可されたことにより、NTT東西の業務範囲が拡大し、NTT東西の一体化が進行しており、公正競争環境確保の観点からは、現状の措置のみでは不十分ではないかとの指摘(意見57、58)について</p> <p>■ ・NTT 東西殿の提供する次世代ネットワーク等を利用したサービスに係る活用業務(以下、「NTT-</p>	<p>■ 本件については、「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」等に係る認可に際しては、「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を履行すること及び8項目の認可条件を条件として付して認可したものであり、NTT東西</p>

NGNに係る活用業務」という。)の認可(2008年2月25日)に伴う認可条件1は、NTT-NGNに係る活用業務の認可後に整理された「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(以下、「NGN 接続ルール答申」という。)の結果を踏まえることとされています。従って、本検証結果案における総務省殿の考え方において、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行う」と示されている以上、NGN 接続ルール答申の結果を当該認可条件に反映させた上で、NTT 東西殿が当該認可条件を満たしているか否かについて直ちに審査することが必要です。

また、総務省殿は活用業務の認可において厳格な審査を行っているとしていますが、前回弊社意見書にて述べた通り、そもそも実態としてNTT-NGNに見られるように活用業務が実質的にNTT 東西の主要業務となる見込みである等、活用業務制度及びNTT 再編成の主旨はすでに形骸化し、公正競争環境の確保が困難となっていることから、活用業務制度の在り方について速やかに見直しを図るとともに、NTTの組織の在り方に踏み込んだ議論の早期開始が必要と考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 活用業務でのNTT東・西の事業領域拡大、中期経営戦略に見られるグループ連携強化等により、構造的措置(NTTドコモ分離、NTT再編成)の趣旨が形骸化していると考えます。ボトルネック設備とNTTグループの市場支配力の問題が解決されないまま、これまでに活用業務が認可されてきたこと自体が問題と考えます。

今回も上記問題を解決しないまま、NTT東・西の事業領域拡大につながるNGNを利用した活用業務を認可したことは適切ではなく、公正競争の確保のためのルール整備を速やかに講じるべきと考えます。

(KDDI)

■ [弊社意見]

NTT東西をはじめとしたNTTグループが、本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることがそもそも問題であり、NTTグループの市場シェアが高まる要因にもなっております。

そのため、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して厳正な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制や累次の公正競争要件の適用範囲拡大等、規制内容のさらなる強化を行うべきであります。

また、活用業務については、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても改めて検証すべきであると考えます。

(ケイ・オプティコム)

による当該措置の運用状況及び当該条件の遵守の状況について注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。

■ NTT法第2条第5項の規定に基づき、総務大臣は、NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、NTT東西が活用業務を営むことについて認可しなければならないとされている。総務省としては、東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドラインに従い、NTT東西が営もうとする活用業務がこれら要件を満たすか否かを厳格に審査した上で、認可に係る判断を行うものである。

なお、99年のNTT再編成は、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離することにより、公正な競争を確保する等の趣旨で実施されたものである。活用業務制度においては、このNTT再編成の趣旨が没却されないことがないよう、電気通信事業における公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められることを認可の要件としているものである。

■ なお、NTTの組織問題については、「ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」(「通信・放送の在り方に関する政府・与党合意」(06年6月20日))とされている。

<p>意見36 NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為についてすでに公正競争上問題となる事例が発生していることから、NTT東西に当該営業行為の適正化等を求める等の所要の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方36</p>
<p>(ス)NTT東西の加入電話の移行をてこにしたひかり電話の営業行為は、公正競争上問題であるとの指摘(意見67)について</p> <p>■ 検証結果案にて記載されている通り、本件については不適切な具体的事例がすでに発生し公正競争上の問題が生じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのため、NTT 東西殿における広告物適性の取り組みについて注視するだけでなく、NTT 東西殿の広告物審査組織における事前チェック方法や進捗状況等について報告頂き、事前チェックが適正に実施されているかの検証が必要であると考えます。 また、加入電話からの移行をてこにしたひかり電話(FTTHサービス)の営業行為は、固定電話市場でシェアを有しない競争事業者が最も追従できない営業手法であり、公正競争上、大きな問題ですので、厳格な運用と注視が行われることを要望します。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ 検証結果(案)に示されているとおり、「加入電話からNTT西日本のひかり電話への移行が公的施策であるかのような誤解を招きかねない広告物」の配布や、ジュピターテレコムが指摘しているとおり、「『地デジ対策』を前面に押し出し、NTT東日本のロゴを冠した広告をテレビ、鉄道、新聞等で広範囲かつ大々的に展開」といった広告手法は、公社時代から認知されてきたNTTのブランド力を活用したものであり、事業者間の公正競争上の問題を招く可能性もあるため、これらの宣伝・広告手法は一切禁止されるべきであり、訂正広告等、適正化のために必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・本検証結果案において、「NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していく」とされていますが、そもそもこれらは営業活動の一部分に過ぎない以上、NTT 東西殿の宣伝・広告手法の適正化のみでは、ひかり電話の営業行為に係る措置としては不十分です。従って、当該問題に係る検証のためには、NTT 東西殿における営業活動全般に渡る調査が必要であり、例えば営業活動に使用される営業マニュアルの内容の調査といったような追加的措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、広告物に関しては、実際に NTT 西日本地域における県域等子会社において不適切な広告物が配布されていた事実が認められた以上、引き続き注視という措置だけでは不十分です。加えて、 	<p>■ 本件については、NTT東西は08年6月に設置した広告物の審査組織において、すべての広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している等としており、NTT東西の宣伝・広告手法の適正化の状況について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>NTT 東西殿における広告物の審査組織設置後の 2009 年 1 月に、NTT 東日本地域のある県域等子会社から、自社があたかも NTT 東日本殿であると騙るような表示がなされたダイレクトメール(別添資料を参照願います)が顧客に送付されている事実を考慮すると、その審査組織が有効に機能しているかという点については疑問を禁じえません。従って、不適切な広告物配布の再発防止の観点から、NTT 東西殿に対し、広告物の審査組織における審査体制、審査の手法、審査件数、あるいは審査によって修正がなされた事案の有無等について報告を義務付けるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見37 NTT西日本が提供している「光ぐっと割引」は関西圏における競争環境に影響を与えていることから、料金設定の適正性について検証を行う必要がある。</p>	<p>考え方37</p>
<p>(セ)NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引」は、恒常的に提供されているため、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見69)について</p> <p>■ ・NTT西日本がキャンペーンと称して平成17年から開始した「光ぐっと割引」は、実質的に3年以上継続して実施され、恒常的な料金メニューとなっていることから、現に関西圏における競争環境に影響を与えていると認識しております。 そのため、約款料金だけでなく、「光ぐっと割引」を適用した場合の料金を含めて、料金設定の適正性を検証いただくよう要望いたします。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 本件については、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

ウ)その他の事項

<p>意見38 NTT東・西の屋内配線については第一種指定電気通信設備として指定し、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要。</p>	<p>考え方38</p>
<p>(ア)NTT東西がフレッツ光の単独設置を条件として棟内光ファイバを無償で提供する営業活動は、公正競争の排除につながるため問題との指摘(意見62)について</p> <p>■ 屋内光ファイバの転用については、ビジネススペースの協議となるため、提供範囲の同等性や、料金の算定根拠が不明である等、NTT東・西自身と競争事業者との公正競争条件の確保に限界があると考えます。 したがって、NTT東・西の屋内配線については第一種指定電気通信設備として指定し、屋内配線の転用・使用及び工事等について、ルール化に向けた議論を行うことが必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 屋内配線の転用ルールについては、本年2月24日に情報通信審議会に諮問した「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の中で審議されているところであり、その結果等を踏まえ、適切に対処する考えである。</p>

<p>■ FTTHの屋内(棟内)配線は、事業者変更に伴い、既存配線の撤去・新規配線の施設が必要になることで、既存事業者によるロックイン効果が大きく、FTTH 市場において支配的地位にあるNTT東・西が無償などの条件を提示しつつFTTHを一体で屋内(棟内)配線を提供することは、市場独占を強化する行為であり、公正な競争の排除につながるため問題であると考えます。</p> <p>(テレサ協)</p>	
<p>意見39 特定関係事業者制度について、NTTグループの一体的経営を防止する観点から、対象事業者にNTTドコモ、NTTデータ等を追加する必要がある。また、競争セーフガード制度に基づく昨年度の検証結果及び今年度の検証結果案においてNTT東西と県域等子会社の役員兼任状況の報告を求めていることを踏まえ、NTT東西の県域等子会社についても特定関係事業者に追加する等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方39</p>
<p>(イ)NTTドコモ等をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきという指摘(意見45、46)について</p> <p>■ 競争の領域が、移動体・映像・ソリューション領域等へ拡大することに伴い、NTTグループ連携が益々強化されています。このため、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力の濫用を防止する観点から、まずは役員兼任等によるNTTグループ一体経営を防止するため、特定関係事業者としてNTTドコモ・NTTデータ・NTT-ME等を指定することが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ・本検証結果案において、「現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない」とこととされていますが、IP 化の進展等に伴い、ホーム U サービスの開始等、FMC サービスを始めとした NTT グループの連携が近年高まっているのは厳然とした事実であり、共同的・一体的な市場支配力の濫用が懸念されるところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加えて、電気通信事業者以外の子会社・関連会社との関係においても、NTT 東西殿と県域等子会社の役員兼任の実態報告に対する指導が 2 年連続で行われており、明らかに昨今の環境下では、現行の規制の枠組みでの対処に限界が生じていることを示しています。 ・ このような環境変化を踏まえれば、特定関係事業者の対象を NTT ドコモ殿・株式会社 NTT データ殿等に拡大すると共に、県域等子会社についても特定関係事業者等の競争ルールの適用対象範囲に加える時期にあるものと考えます。 ・ なお、仮に、現時点での特定関係事業者の対象追加が時期尚早であるとすれば、今後どのような事情(環境変化)が生じた場合に見直しを行うのか、その対応の指針を明確に示す必要があると考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 電気通信事業法第31条第1項及び第2項の特定関係事業者に関する規制は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものである。</p> <p>■ 本件については、昨年度の検証結果ではまずは競争セーフガード制度の運用を通じ、電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当であり、当該検証の積み重ねを踏まえ、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していくとしたところであり、現時点においては、昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められないことを検証結果に盛り込んだところであり、09年度以降の競争セーフガード制度の運用を通じた検証を積み重ね、所要の措置を講じることの適否について改めて検討していく。</p>

<p>■ 【当社意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT 東西殿の営業活動や業務を受託し NTT 東西殿の実行部隊ともいえる県域等子会社については、禁止行為規制の適用対象外であり、ファイアウォールが一切設けられていない状況となります。そのため、県域等子会社に対しては早急に特定関係事業者としての指定が必要であると考えます。 また、昨年度の本制度に係る NTT 東西殿の報告内容は定性的な内容に留まっており、本内容をもって検証を積み重ねたとしても本制度の形骸化につながる虞があります。そのため本年度以降においてはそれぞれの報告内容において更に定量的な報告及び検証が行われることを強く要望致します。 <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>■ [弊社意見]</p> <p>昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証に引き続き、NTTドコモやNTT東西の県域等子会社等に係る問題点や懸念が指摘されていることを踏まえると、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは十分でないと考えます。</p> <p>よって、早急にNTTドコモやNTT東西の県域等子会社を特定関係事業者として指定すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
---	--

その他

<p>意見40 NTTグループの共同資材調達については、注視事項として明確に位置づけ、NTTグループの取引状況の継続的監視を行う等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ NTT グループの共同資材調達の有無の検証のととも、個別の資材調達の公開入札や、子会社を通じた実質的な共同資材調達を禁止する追加措置を検討すべきという指摘について(意見54)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本検証結果案において、「引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく」こととしていますが、NTT グループの共同資材調達の有無については、競争事業者からの立証には限界があります。従って、本件については NTT グループの主張に依存することなく、総務省殿において、NTT グループの言い分を鵜呑みにするのではなく、ベンダーへのヒアリング等、実質的な検証作業を行う、あるいは注視事項として明確に位置づけ、NTT グループの取引状況の継続的監視を行う等の対応をすべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本件については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(5)及び「NTTの承継に関する基本方針」(四)に関連し、引き続き競争セーフガード制度の検証を通じて検討を行っていく。</p>

<p>意見41-1 NTTコミュニケーションズはNTT再編時に取得した加入者情報を利用した不適切な営業活動を行っており、マイラインサービスでNTTコミュニケーションズのサービスを利用していない顧客の情報を廃棄させる等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>考え方41</p>
<p>■ NTTコミュニケーションズはNTT再編時に取得したすべての加入者情報を現在でも活用しているが、マイライン制度導入の経緯等を考えると不適切であり、当該情報の営業活動利用の禁止が必要との指摘について(意見56)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度検証結果案において、「NTT東西及びNTTコミュニケーションズに対し、顧客情報システムの共有の解消状況について報告を要請し、NTT東西及びNTTコミュニケーションズからの平成15年度報告において、データベースの分離が完了した旨の報告を受けたところであり、顧客情報システムの共有は解消されたものと承知している」と総務省殿は示しておりますが、本件の問題点は NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報をいまだにアウトバウンド営業等に活用している点であり、すなわち顧客情報システムの共有の解消をもって解決する問題ではないことから、当該総務省殿の考え方は視点がずれており調査が不十分なものと考えます。 従って、本件について総務省殿におかれては、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイラインサービスで NTT コミュニケーションズ殿を選択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止する措置を講じるべきと考えます。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本件について、NTTコミュニケーションズは、マイライン制度導入以降、NTTコミュニケーションズの利用実績がない利用者に対して、NTT再編成時に取得した加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っていないとしている。</p> <p>当該措置の運用が徹底されない場合には、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触するおそれがあることから、引き続き注視していく。</p>
<p>意見41-2 NTTコミュニケーションズは、NTT再編時に引き継いだ顧客情報を用いたアウトバウンドの営業活動は行っていない。</p>	
<p>■ 【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)の再意見の募集」に対する弊社再意見を提出したところですが、補足意見を提出させていただきます。</p> <p>弊社はマイライン制度導入以降、弊社の利用実績がないお客さまに対して、NTT 再編成時に引き継いだ加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っておりません。このようなソフトバンク殿から提出された意見は、弊社が加入者情報を不正に利用しているかのような誤解を広く一般に招きかねず、弊社の正当な営業活動を阻害するものであることから、甚だ遺憾であると考えます。</p> <p>なお、弊社の契約代理店等が自ら集めた情報を基に営業を行っている場合があります。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	
<p>意見42 携帯端末マルチメディア放送の健全な発達を図る上では公正競争確保の観点からの検討も必要であり、NTTドコモによる放送事業者への出資規制の在り方については十分な検討が必要</p>	<p>考え方42</p>

<p>である。</p> <p>(意見64) NTTドコモの放送事業者への出資条件は、「実質的な支配」の有無だけでなく、出資による社会的影響の度合いや弊害が生じる蓋然性等を総合的に判断すべき、について</p> <p>■ 携帯電話向けマルチメディア放送市場の健全な発達を図る上では公正競争確保の側面からの検討も必要であり、携帯電話市場において約5千4百万契約者を有しNTTグループを実質的に牽引するNTTドコモ殿による放送事業者への出資規制緩和については、十分に議論されるべきであると考えます。</p> <p>・ そのため、本検討については個別に議論するのではなく、2010年のNTT組織問題の中でNTTグループ全体の問題のひとつとして取り上げたいと検討することが最適であると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 「NTTドコモ殿による放送事業者への出資規制緩和については、十分に議論されるべき」という御意見については、これまでの整理も踏まえつつ、御意見にもあるとおり、携帯端末向けマルチメディア放送の健全な発達を図る観点から、総合的に判断することとなる。</p>
<p>意見43 NTT東西によるADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えは結果として利用者利便を損なう行為であるとともに、公正競争に影響を及ぼさないか注視が必要である。</p>	<p>考え方43</p>
<p>(意見68)ADSLサービスの未解除状態におけるBフレッツへの屋内配線切替えなど、独占的な地位を利用した営業実態について、改めて検証をおこなうべき、について</p> <p>■ 本意見に対するNTT東西殿の再意見をみますと、ユーザ意向によるとしながらもサービス提供中の事業者に対して相談・同意を得ずに規定の解約フローに反しBフレッツへの切り替えを実施していることを認められておりますが、結果としてユーザからのクレームとなり利便性を損なう結果となっていることを十分に認識して頂く必要があると考えます。</p> <p>・ NTT東西殿においては、本事案のように却ってお客様の不利益につながるような行為は今後実施することのないよう要望すると共に、これに類する公正競争上に影響を及ぼす対応についても、今後も本制度を通じて注視することが必要と考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>■ 屋内配線の切替工場のフローについては、ユーザ意向を踏まえた事業者間での合意に基づき行うことが望ましいが、当該合意に反するような形で工事が行われているのであれば、事業者間で協議を行った上で必要な見直しを行うことが適当である。</p>
<p>意見44 NTTグループ各社のブランド使用はすでに競争に影響を与えていると考えられることから、NTTグループ各社におけるブランド使用の効果の分析・検証を行い、ルール整備を行うべきである。</p>	<p>考え方44</p>
<p>■ 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべきとの指摘について(意見73)</p> <p>・ 本検証結果案において、「総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである」と示されていますが、昨年度に引き続き今年度も「注視」と示すのみで</p>	<p>■ 本件については、「NTT東日本一〇〇」等の県域等子会社の社名については法制上特段の制約はないものの、NTT東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生</p>

は、実質、問題を解決するための検討が先送りにされているに過ぎず、NTT グループと競争事業者間の公正競争環境確保は実現しません。「競争セーフガード制度の運用に関する再意見募集(2008年度)」に対する弊社再意見書(2008年9月29日)において詳述したとおり、「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング 2008年9月17日公表)の結果等を踏まえると、NTT のブランド力はすでに競争に影響を与えていると考えられることから、NTT のブランド使用に関するルール整備が早急に必要です。

・ 具体的には、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2007」(2008年9月5日公表)における評価結果において、「NTT グループとしての歴史や総合的事業能力をどう考えるべきかという点」については「豊富なデータに基づく精密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要」と示されていることも考慮し、総務省殿におかれては、NTT グループ各社におけるブランド使用とそれが市場環境に与える影響等に関して調査と検証を行い、その結果を踏まえて「NTT」ブランドの使用制限等のルール整備を行って頂きたいと考えます。特に、「NTT 東日本-〇〇」といった社名は、前述のとおりすでに NTT 東西殿と誤認されている事実があるものと考えられることから、直ちに使用の中止を NTT 東西殿に求めるべきです。

・ なお、本件は参考資料において「注視」と示されている以上、検証結果本文中においても注視事項としても明記されるべきと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

じていないかどうか引き続き注視することを検証結果に盛り込んだところであり、09年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。

■ なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」(07年7月総務省公表)においては、戦略的評価として「隣接市場間の相互関係に関する分析」を行ったところであるが、この中において、以下のように分析を行っているところであり、総務省としては、NTTのブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく考えである。

「隣接市場間における事業者選択の一定の相関関係は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した結果と考えられ、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。

ただし、事業者選択理由について分析を行った結果、NTTグループのサービスの選択者はブランド力を重視し、その他の事業者のサービスの選択者は料金の安さを重視する傾向にあることが示唆されている。

このような傾向については、単にボトルネック設備の有無にとどまらず、NTTグループとしての歴史や総合的事業能力をどう考えるべきかという点にもつながりうるものであるが、この点については、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要となろう。競争評価としては、引き続き利用者の需要動向の変化をフォローした上で、異なる市場間における事業者選択に相関が生じる理由について、競争政策的観点から問題となるものとならないものを峻別した上で、より詳細に分析を行っていく必要がある。」

■ 07年7月に改正した「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」において、NTT東西がNTTドコ

	<p>モと連携して活用業務に該当するFMCサービスを提供する場合において、NTTドコモと共同営業を行うとすれば、NTT東西とNTTドコモのブランド力が相乗的に機能する等により、公正競争が阻害されることが懸念されることから、NTT東西は上記連携によるFMCサービスの提供に当たってNTTドコモの提供するサービスと同一の名称によるサービスの提供を行わないことを条件として掲げたところである。</p>
<p>意見45 公益法人として認可された財団法人がフレッツ光等のサービスの営業活動を行っている事例が見受けられることから、実態を把握するための検証を行う必要がある。</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 公衆電話の利用者の便益増進を図ること、国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与することなどを目的に、公益法人として認可された財団法人(日本公衆電話会)が、実質的に特定事業者(NTT東・西)の競争サービス(フレッツ光等)の営業活動を行っている事例が見受けられます。</p> <p>ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることの懸念もあるため、より踏み込んだ検証を行い、実態を把握することが必要と考えます。【別冊：資料5参照】</p> <div data-bbox="181 818 1296 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">(ユニバ料) → NTT東・西 → (公衆電話委託料) → 会員 → (会費) → 財団法人 → (NTT東・西のフレッツ光等の販売)</p> </div> <p><事例></p> <p>① 主な会員特典には、「会員に有効な新しいメディア情報の提供」として「NTTからの新サービスのご紹介」や、「その他のメリット」として「BフレッツやADSLなどインターネットサービスのお得な販売取次ぎ」があるとされている。</p> <p>② 会費は、「NTTから支払われる公衆電話受託手数料と相殺していただくこととなっています」とされている。</p> <p>③ 「Bフレッツ・ADSL情報取次において顕著な成果を収められた」会員、また、「Bフレッツ契約の増進につながるラック設置取次に貢献された」会員に対し、会長表彰が行われている。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 御指摘の(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づいた適切な指導監督に努めていく。</p> <p>また、一般論として、電気通信事業法第29条第1項に該当すると認められる場合には、業務改善命令の対象となり得るところであり、状況について引き続き注視していく。</p>